# 平成29年度

第二次北谷町男女共同参画推進計画(改定版)実施状況報告書

# — 公表 —

北谷町総務部町長室

#### 第二次北谷町男女共同参画推進計画(改定版)実施状況報告書について

第二次北谷町男女共同参画推進計画(改定版)は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び北谷町男女共同参画推進条例第13条に位置づけられた計画です。

この計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間とし、このうち改定後(後半期)に当たる平成29年度から平成33年度までの5年間において、基本理念8項目、基本目標5項目、主要目標12項目、施策34項目及び具体的施策97項目に取り組む中で、特に、重点施策①北谷町男女共同参画推進条例の実効性の確保、②男女共同参画を推進する教育の実践(「男女で区別しない名簿」の継続)、DV(ドメスティック・バイオレンス)・性犯罪等に関する対策の強化の3項目に注力しています。

本書は、北谷町男女共同参画推進条例第19条及び北谷町男女共同参画推進計画の推進に関する調査及び公表に関する要項(平成30年1月18日町長決裁)に基づき、平成29年度における実施状況を施策34項目の「主な実施事業の内容(取組と成果等)」について施策毎にまとめ、北谷町男女共同参画会議の意見等を付して報告します。

1	1 第二次北谷町男女共同参画推進計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
2	2 北谷町男女共同参画推進計画における実施事業の状況(平成29年度) ・・・・・・・・・・・・	P3
3	3 資料	
	(1) 第二次北谷町男女共同参画推進計画(改定版)における施策34項目及び具体的施策97項目・・・・	P21
	(2) 男女共同参画社会基本法(抄) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P27
	(3) 北谷町男女共同参画推進条例(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P27

#### 【第二次北谷町男女共同参画推進計画の体系】

# 基本理念 【主要目標】 1 町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体との協働 【基本日標】 第1章 2 政策・方針決定過程への女性の参画促進 男女が支えあい築く 住みよいまちづくり 3 家庭・地域における男女共同参画の推進 4 次代を担う子どもたちへの積極的な意識啓発 第2章 5 ジェンダー等の視点に基づく人権の尊重 互いに認め合い高めあう 男女共同参画意識の形成 6 固定的性別役割分担意識の変革 7 仕事と生活の両立に向けた支援 8 働く場における男女共同参画の推進 第3章 男女の仕事と生活の 両立支援 9 多様なライフスタイルに応じた子育て支援 10 男女の自立に向けた意識啓発及び支援 第4章 男女の健康づくりの充実 と福祉の向上 11 心身の健康づくり及び日常生活支援 第5章 平和行政及び国際交流 12 平和なまちづくり及び国際交流の推進 国際理解の推進 -2-

#### 【施 策】

- (1)北谷町男女共同参画推進条例の実効性の確保
- (2)各種委員会・審議会等への女性の参画の促進
- (3) 行政における女性の企画・立案への積極的関与と管理職への登用促進
- (4)女性の政治参画の促進
- (5)家庭・地域での男女共同参画に向けた啓発促進
- (6) 男性の家事・育児・介護等への参画促進
- (7) あらゆる団体の長や役員への女性の積極的登用の促進
- (8) 団体・グループ等の活動支援とネットワークづくり
- (9)地域活動における女性リーダーの育成
- (10) 男性の地域活動への参画促進
- (11) 高齢者等が安心して暮らせる支援体制の充実
- (12)快適な環境づくりへの男女共同参画の推進
- (13) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立
- (14)教育関係者等への意識啓発
- (15) 男女共同参画を推進する教育の実践・男女で区別しない名簿の継続
- (16)家庭への意識啓発
- (17) 家庭・地域・職場等における人権意識の確立
- (18) DV(ドメスティック・バイオレンス)・性犯罪等に関する対策の強化
- (19) 関係機関等との連携
- (20) 固定的性別役割分担意識の見直しに向けた意識啓発
- (21) 仕事と育児・介護等の両立のための制度の定着と利用の促進
- (22)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について意識啓発の促進
- (23)職場における男女平等の確立
- (24) 再就職に向けた支援
- (25)女性起業家への支援
- (26)事業者における管理的地位への女性の登用促進
- (27) 多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実
- (28)ひとり親家庭等に対する子育てと就業の両立支援
- (29)女性の経済的・精神的自立への支援
- (30) 男性の生活的自立のための啓発と支援
- (31) 男女の生涯を通じた健康管理・健康づくり支援
- (32)妊娠・出産期における女性の健康支援
- (33)介護予防の充実
- (34) 平和教育及び国際交流の推進

基本目標(5項目)	主要目標(12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
が支えあい 築く住みよ	1町、町民、事業 者、教育関係者、 自治会等及び各種 団体との協働	(1) 北谷町男女 共同参画推進条 例の実効性の確 保	3	町長室 全庁	【町長室】 ・男女共同参画推進月間の推進について、パネル展、男女共同参画講座及び第9回標 語コンクールを実施した。
	2政策・方針決定 過程への女性の参 画促進	(2) 各種委員 会・審議会等へ の女性の参画の 促進	3	町長室 全庁	【町長室】 ・審議会委員等委員への女性の積極的登用について、平成33年度までに女性委員登用率40%以上を達成できるように全庁へ通知した。(H29年度37.5%・対前年比6.9%増) ・女性委員ゼロ委員会及び審議会の解消について、女性委員登用率調査の実施及び積極的登用について通知した。 ・女性人材バンクの活用について、登録状況及び要項を再点検した。
		(3) 行政における女性の企画・立案への積極的関与と管理職への登用促進	4	総務課全庁	【総務課】 ・職員に対する男女共同参画研修の充実について、女性リーダー研修への派遣に関し広く周知・案内を実施した。 ・女性の研修機会の拡大及び積極的な参加の促進について、県内外研修へ男女を問わず派遣した結果、女性の参加率は増加した。(県外研修21.0%→23.5% 県内研修45.7%→52.6%) ・女性職員の職種への配慮について、男女関係なく定期的及び適材適所な配置換を実施した結果、女性係長職は1人増加した。(係長職59人中36人/課長職21人中2人/部長職6人中0人) ・女性職員の管理職への環境整備について、産前休暇を取得する女性職員向けに分かり易いパンフレットの作成、男性職員向け育児のための制度ガイドブックを配付した結果、女性の育休取得率100%・男性の育休取得1人となった。 【町長室】 ・職員に対する男女共同参画研修の充実について、男女共同参画及びワークライフバランスに関する職員研修の開催を総務課へ依頼し、次年度開催に向け検討する方向で調整した。また、情報誌ハーモニーを各課に配布し普及啓発ができた。
		(4) 女性の政治 参画の促進	1	町長室	【町長室】 ・女性の政策・方針決定過程への参画促進について、情報誌ハーモニーを活用し、そ の重要性を町民へ周知した。(全世帯配布)

基本目標(5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
が支えあい	3家庭・地域にお ける男女共同参画 の推進	(5) 家庭・地域 での男女共同参 画に向けた啓発 促進	4	町長室	【町長室】 ・「男女共同参画社会」という用語や趣旨の周知徹底等について、情報誌ハーモニー、参画推進月間、標語コンクール等で周知した。特に標語の応募総数は増加した (H29=950首・対前年比221首増加)。
		(6) 男性の家 事・育児・介護 等への参画促進		町長室 子とも課 祖会教育課 社会衛生課	【町長室】 ・男性の家事・育児・介護等への参画促進等について、男女共同参画講座(男女の固定的役割分担意識に関する内容)を開催した。(受講者16名) 【子ども家庭課】 ・男性の家事・育児・介護等への参画促進等について、妊娠届出及び出生届の際にパンフレットを配布。また、年に3回クールで両親学級及び育児学級を実施した。(妊娠届出総数332名、両親学級延べ参加人数137名(平均9名)、育児学級延べ参加人数174名(平均14.5名))。 【社会教育課】 ・男性の家事・育児・介護等への参画促進について、地区公民館行事における「男の料理教室」等に栄口区10人及び謝苅区26人が参加し男性の家事への参画が促進された。 ・男性が家事や育児に参加しやすい環境づくりについて、学推協地域支部(地区公民館)の親子移動学習等の実施により、参加しやすいイベントとなった。 【保健衛生課】 ・男性の家事・育児・介護等への参画促進について、北谷町食生活改善推進協議会が開催する事業の活動支援を行った。
		(7) あらゆる団 体の長や役員へ の女性の積極的 登用の促進	1	町長室	【町長室】 ・自治会区政委員会やPTA役員等への女性選出の働きかけについて、情報誌ハーモニーを活用し、その重要性を周知した。

基本目標(5項目)	主要目標(12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
が支えあい	3家庭・地域における男女共同参画の推進	(8) 団体・グループ等の活動支援とネットワークづくり	3	町福祉と 観 まま で で で で で で で で で で で で で で で で で	【町長室】 ・町内各種団体への活動支援について、男女共同参画講座(女性団体の重要性、女性のエンパワーメント等に関する内容)を開催した。(受講者16名) ・団体活動に関する情報提供について、情報誌ハーモニーを活用し「女性議会(H30.1.20開催)」の様子を紹介した。 【福祉課】 ・町内各種団体への活動支援について、北谷町更生保護女性会へ活動の補助金を交付し支援した。 ・団体活動に関する情報提供について、北谷町老人クラブ連合会は男性が参加しやすいサークル等を実施し、男性参加者が増加した。 【子ども家庭課】 ・町内各種団体への活動支援について、貧困対策で実施している子どもの居場所運営支援事業で活動している団体へ補助金を交付し活動を支援した。 ・団体活動に関する情報提供について、広報ちゃたん等でボランティア団体が実施している子ども食堂を紹介し、その活動等の住民周知が図られた。 【商工観光課】 ・団体活動に関する情報提供について、庁舎入口及び課カウンターでチラシや会報等の配布を実施した。 【保健衛生課】 ・町内各種団体への活動支援について、北谷町食生活改善推進協議会の事務局を担当し、定例会や事業の企画運営等(養成講座の開催:受講者6名中男性1名)の活動支援を行った。
		(9) 地域活動に おける女性リー ダーの育成	3	町長室 社会教育課	【町長室】 ・各種研修への参加支援等について、北谷町更生保護女性会、北谷町商工会女性部及び北谷町母子寡婦福祉会へ「女性の翼」参加に関する情報提供を行った。 【社会教育課】 ・女性リーダー研修事業の実施等について、北谷町議会事務局と共催で「女性議会に向けた講習会」を開催し、地域活動における今後の女性リーダーとしての育成ができた。

基本目標	主要目標	施策	具体的	主管課	主な実施事業の内容
(5項目)	(12項目)	(34項目)	施策数	関係課	(取組と成果等)
第1章 男女が楽さくはからいまり	3家庭・地域にお ける男女共同参画 の推進	(10) 男性の地 域活動への参画 促進	2	社会教育課 町長室 生涯学習プラ ザ	【社会教育課】 ・地域活動への参加に関する広報・啓発事業の実施について、放課後子ども教室(小学校・ニライセンター)で講師として6名の男性が協力した。 ・魅力ある地域活動の創出について、地区公民館講座の実施により栄口区10人及び謝苅区26人が参加し、男性が講師をすることによって地域活動への参画促進が図られた。 【町長室】 ・地域活動への参加に関する広報・啓発事業の実施について、広報ちゃたんで地域活動の広報をしたことにより小学校の放課後子ども教室の参加や各自治会の活動活性化に繋がった。 【生涯学習プラザ】 ・魅力ある地域活動の創出について、生涯学習プラザ講座において町内在住の方へ講師を依頼するように努めた。町内在住の講師(個人)は13人中6人となった。

基本目標(5項目)	主要目標	施策	具体的	主管課	主な実施事業の内容
	(12項目)	(34項目)	施策数	関係課	(取組と成果等)
が支えあい	3家庭・地域における男女共同参画の推進	(11) 高齢者等 が安心し が安心 大寒 充実		福子町総教商学を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を	【福祉課】・福祉関連計画等に基づく支援体制の充実について、障がい者支援として男女の相談員を配置し相談しやすい体制作りにより、障がい者個々の状況に応じた適正な相談支援を提供した。また、高齢者支援として各自治会にて年3回関係者意見交換会の実施により、高齢者が安心して暮らし続けられる地域作りを推進した。【子ども家庭課】・福祉関連計画等に基づく支援体制の充実について、男女別の特徴やニーズの違いを把握し、安心して暮らし続けることができるような相談対応をした。児童相談件数186件。【町長室】・介護休暇等が取得しやすい環境整備の促進について、情報誌ハーモニーやパネル展等で、男女共同参画やワークライフバランス等について周知を図った。・国際相談に関する情報提供について、人権相談、無料法律相談や参画推進月間等で県内の相談機関の紹介を行った。【総務課】・介護休暇等が取得しやすい環境整備の促進について、介護休暇について国家公務員と同じ制度を整備した。【教育総務課】・介護休暇等が取得しやすい環境整備の促進について、介護休暇について国家公務員と同じ制度を整備した。【商工観光課】・介護休暇等が取得しやすい環境整備の促進について、庁舎入口書架や課カウンターをはじめ、町HP、チラシ等で各種情報提供等を行った。【学校教育課】・国際相談に関する情報提供について、町立学校における日本語学習教室に沖縄県から日本語指導教諭2名を派遣され、日本語学習教室に児童26名が通った。

基本目標(5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
	3家庭・地域における男女共同参画の推進	(12) 快適な環 境づくりへの男 女共同参画の推 進	3	保健衛生課農林水産課	【保健衛生課】 ・環境問題に関する方針決定過程への女性の参画促進について、北谷町一般廃棄物減量等推進審議会を4回開催した。(委員10人中女性3人)。 ・環境問題への男性の積極的参加の促進について、北谷町クリーン指導員がごみの適正排出の指導や不法投棄防止監視等、地域のクリーンリーダーとして活動した。(指導員39人中男性14人)。 ・快適な環境づくりに取り組む団体等への支援について、北谷町食生活改善推進員養成講座を開催した。(受講者6名)また、町食生活改善推進員を育成支援するため、定例会での講習、有識者による講座等を開催した。 【農林水産課】 ・快適な環境づくりに取り組む団体等への支援について、農林水産業分野の取り組みを通して快適な環境づくりに取り組んだ。苗木無料配布2,800本、緑化活動補助(自治会11件、小中学校6件)、農地保全補助(21件)
		(13) 男女共同 参画の視点を取 り入れた防災体 制の確立	1	総務課町長室	【総務課】 ・防災及び復興における男女共同参画の視点の反映について、自主防災組織に女性を組み入れ男女共同参画の視点から防災活動に寄与した。また、その組織役員に女性を登用した。(認定組織:5組織) 【町長室】 ・防災及び復興における男女共同参画の視点の反映について、参画推進月間、男女共同参画条例パンフレット等を活用し男女共同参画の視点に関する防災等を周知した。
に認め合い	4次代を担う子ど もたちへの積極的 な意識啓発	(14) 教育関係 者等への意識啓 発	1	学校教育課 子ども家庭課	【学校教育課】 ・保育、教育に関わる職員への意識啓発について、お互いに認め合える学級・学年づくりに取り組み、スマイルプログラム、Q-U、男女で区別しない名簿の意義や効果性を確認した。 【子ども家庭課】 ・保育、教育に関わる職員への意識啓発について、全ての職員が男女で区別をしない保育の心がけに取り組み、保育所における男女共同参画の意識啓発が図られ、児童を性別で区別しない保育が浸透した。

基本目標(5項目)	主要目標	施策	具体的	主管課	主な実施事業の内容
	(12項目)	(34項目)	施策数	関係課	(取組と成果等)
に認め合い	4次代を担う子どもたちへの積極的な意識啓発	(15) 男女共同 参画を推進する 教育の実践		学校教育課子ども家庭課	・「個」を重視する人権教育の推進について、各学校において、毎月「人権の日」を設定し人権に関する取組の実施により、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成に繋がった。・発達段階に応じた性教育の推進について、体育及び保健体育の授業における発達段階に応じた性教育の実施により、学習指導要領に沿った性教育が実施できた。また、中学校における思春期講座の実施により、妊婦体験等で妊婦の大変さや命の大切さ等への理解が深まった。・男女平等の視点に立った道徳教育用教材、副読本の選択について、各学校の道徳年間計画に基づき男女平等の指導を実施した。・男女で区別しない名簿の継続について、その継続により、男女関係なく児童生徒相互の人間関係の構築が進んだ。・キャリア教育の充実等について、教育活動全体を通してキャリア教育の視点に立った教育の実践により、小学校6年生の職場見学を親の職場で1日実施した。・性別にとらわれない職業選択の意識啓発について、中学2年生の職場体験を106の事業所で3日間実施した。・と別における育児・介護体験事業の実施について、保育園、介護施設等における職場体験により、アイマスク、車いす体験等の育児や介護体験ができた。 【子ども家庭課】・発達段階に応じた性教育の推進について、年に1回、助産師が思春期講演会を北谷中学校及び桑江中学校の3年生へ実施した。(内容は命の教育の充実、性感染症等の予防と10代の望まない妊娠の予防)・男女で区別しない名簿の継続について、保育所において「男女で区別しない名簿」を継続し、男女共同参画意識の向上が図られた。

基本目標	主要目標	施策	具体的	主管課	主な実施事業の内容
(5項目)	(12項目)	(34項目)	施策数	関係課	(取組と成果等)
に認め合い	4次代を担う子ど もたちへの積極的 な意識啓発	(16) 家庭への 意識啓発	2	町長室 子ども家庭課 社会教育課	【町長室】 ・個性を伸ばす家庭教育の促進について、男女共同参画講座(家庭教育の促進を含む)を開催した。(受講者16名) 【子ども家庭課】 ・個性を伸ばす家庭教育の促進について、子育て支援センターで月1回程度、食育や赤ちゃんマッサージ等の子育てに関する講座の実施により、子ども同士、親同士の交流の場となり父親も一緒に参加する家族がみられた。 ・両親学級などを通じた情報提供、意識啓発の充実について、妊娠届出及び出生届の際にパンフレットを配布。また、年に3回クールで両親学級及び育児学級を実施した。妊娠届出総数332名、両親学級延べ参加人数137名(平均9名)、育児学級延べ参加人数174名(平均14.5名) 【社会教育課】 ・個性を伸ばす家庭教育の促進について、青少協や幼稚園において「親のまなびあいプログラム」の実施により、教育委員会や幼稚園では家庭教育の理解が深まった。

基本目標(5項目)	主要目標	施策	具体的	主管課	主な実施事業の内容
	(12項目)	(34項目)	施策数	関係課	(取組と成果等)
に認め合い	5ジェンダー等の 視点に基づく人権 の尊重	(17) 家庭・地域・・地域・大権・地域・大権・地域・大権・地域・大権・大権・大権・大権・大権・大権・大権・大利の (17) 東京 (17	5	町福子学商生ザ社長祖ど校工涯会教観学 教育光習 育課まり ではまままます ままままままままままままままままままままままままままままままま	【町長室】・家庭・地域・職場等におけるジェンダーの視点に基づく人権意識の確立について、男女共同参画講座、男女共同参画標語コンクールの実施及び情報誌ハーモニーを発行した。・ジェンダーの視点に基づく人権に関する相談員への研修の実施(二次的被害の防止)等について、職員は相談時にジェンダーの視点に基づいて対応した。・性同一性障害等への適切な対応について、情報誌ハーモニーを活用した周知及び意識啓発の実施により、LGBTに関する絵本等紹介した。 【福祉課】・相談時におけるジェンダーの視点に基づく適切な対応について、障がい者支援として相談者個々の課題に応じた適切な支援の実施により、個々の状況に応じた適正な相談支援を提供した。 【子ども家庭課】・相談時におけるジェンダーの視点に基づく適切な対応について、育児相談や、児童相談時におけるジェンダーの視点に基づく適切な対応について、育児相談や、児童相談時におけるジェンダーの視点に立った相談対応を実施した。児童相談件数186件。・性に関する学習機会の充実について、年に1回、助産師が思春期講演会を北谷中学校及び桑江中学校の3年生へ実施した。(内容は命の教育の充実、性感染症等の予防と10代の望まない妊娠の予防)【学校教育課】・相談時におけるジェンダーの視点に基づく適切な対応について、教職員による教育相談の充実をはじめ、心の教室相談員、SSW、青少年支援センターカウンセラーを配置した。ジェンダーに関する中間検索の下の教室相談なし、作育及び保健体育の授業における発達段階に応じた性教育の実施により、学習指導要領に沿った性教育が実施できた。また、中学校における思春期講座の実施により、妊婦体験等で妊婦の大変さや命の大切さ等への理解が深まった。 「性に関する学習機会の充実について、ブェンダーに関する正しい理解を性教育等の場での推進により、中学校では校長講話が行われた。 【生涯学習ブラザ】・性に関する学習機会の充実について、大人の心理学講座を実施した。受講者20名/20定責。 【社会教育課】・性に関する学習機会の充実について、青少協や幼稚園において「親のまなびあいプログラム」の実施により、教育委員会や幼稚園で家庭教育の理解が深まった。

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第2章互的の表現ののでは、第2章をある。ままでは、第2章をある。ままでは、第2章を表現である。またのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そ	5ジェンダー等の視点に基づく人権の尊重	(18) DV (ド メスティック・ バイオレン ス)・性犯罪等 に関する対策の 強化	5	町長室住民課	【町長室】 ・啓発広報の推進について、DVに関してパネル展を参画推進月間(6月)、女性に対する暴力をなくす運動週間(11月)時に取り組み、また情報誌ハーモニーの発行(51号〜53号)により、町民等へ周知した。 ・ジェンダーの視点に基づく人権に関する相談員への研修の実施(二次的被害の防止)について、相談時にジェンダーの視点に基づいて対応した。 【住民課】 ・ストーカ行為等被害者保護の徹底について、DV等被害者の申出及び当該申出に係る他機関からの意見を踏まえ、町要綱に基づく住民票等の発行抑止を行う等被害者保護の徹底により、被害者保護を徹底することができた。
		(19) 関係機関 等との連携	3	町長室	【町長室】 ・啓発広報の推進について、人権相談、無料法律相談及び参画推進月間パネル展等で 県内の相談機関を紹介したことにより周知できた。 ・DW・性犯罪を見逃さない地域づくりについて、パネル展(参画推進月間、女性に対 する暴力をなくす運動週間)の開催により周知できた。 ・関係機関との連携について、人権相談、無料法律相談、中部配暴センター等相談機 関等と相談者の相談をつなぐ連携や、中部福祉事務所管内市町村女性担当者等連絡会 会議の参加により、事例の共有や情報交換等ができた。
		(20) 固定的性 別役割分担意識 の見直しに向け た意識啓発	2	町長室 社会教育課	【町長室】 ・国の調査結果等を活用した意識啓発等について、参画推進月間パネル展、情報誌ハーモニー等を活用した固定的役割分担意識等見直しの周知を実施した。 【社会教育課】 ・地域行事等における固定的性別役割分担意識の見直しについて、公民館主事を中心に行事の中で「親子料理教室」の実施により、11自治会のうち10自治会で開催された。名称を「親子料理教室」にすることで、夫婦での参加等の男性参加者が増えた。

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
	7仕事と生活の両 立に向けた支援	(21) 仕事と育 児・介護等の両 立のための制度 の定着と利用の 促進	4	総務課 教育総務課 商工観光課 町長室 福祉課 全庁	【総務課】 ・育児・介護休業法の利用促進等について、産前休暇を取得する女性職員向けのわかりやすいパンフレットを作成。男性職員向け育児のための制度、ガイドブック配布。その結果、女性の育休取得率100%、男性の育休取得1人。 【教育総務課】 ・育児・介護休業法の利用促進等について、産前休暇を取得する女性職員向けの分かりやすいパンフレットを作成。男性職員向け育児のための制度、ガイドブック配布。その結果、女性の育休取得率100%、男性の育休取得0人 【町長室】 ・育児・介護休業法の利用促進について、関係課と連携し育児・介護休業法のパンフレットを活用し周知を図った。
		(22) 仕事と生 活の調和(ワー ク・ライフ・バ ランス) につい て意識啓発の促 進	1	商工観光課 総務課 教育総務課 町長室	【総務課】 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の周知徹底について、女性リーダー研修への派遣について広く周知し案内した。 【教育総務課】 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の周知徹底について、女性リーダー研修への派遣について広く周知し案内した。派遣者なし。 【町長室】 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の周知徹底について、ワークライフ・ブランスに関し参画推進月間で周知を図った。

基本目標(5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
第3章 男女の仕事と生活の両立支援	男女共同参画の推進	(23) 職場にお ける男女平等の 確立		商工観光課 総務課 教育総務課 町長室	【総務課】 ・妊娠・出産期における女性の就業環境の整備について、産前休暇を取得する女性職員向けのわかりやすいパンフレットを作成、男性職員向け育児のための制度、ガイドブック配布。その結果、女性の育休取得率100%、男性の育休取得1人。・セクシュアル・ハラスメント等防止対策の充実について、北谷町職員ハラスメント防止規程を策定及び周知により、職員のハラスメントに対する知識や意識の向上がみられた。 【教育総務課】 ・妊娠・出産期における女性の就業環境の整備について、産前休暇を取得する女性職員向けのわかりやすいパンフレットを作成、男性職員向け育児のための制度、ガイドブック配布。その結果、女性の育休取得率100%、男性の育休取得なし。・セクシュアル・ハラスメント等防止対策の充実について、北谷町職員ハラスメント防止規程を策定・周知により、職員のハラスメントに対する知識や意識の向上がみられた。
		(24) 再就職に 向けた支援	2	商工観光課	【商工観光課】 ・再就職のための情報提供について、庁舎入口書架や課カウンターをはじめ、町HPでチラシ等の各種情報提供等を行ったことにより、当事者への周知ができた。
		(25) 女性起業 家への支援	3	商工観光課	

基本目標(5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
	8働く場における 男女共同参画の推 進	(26) 事業者に おける管理的地 位への女性の登 用促進	2	商工観光課	【商工観光課】 ・女性を対象とした研修に関する情報の発信について、女性就業に関連し各種団体のセミナー等の情報収集・紹介等した。また、町公式ホームページにおける沖縄県女性就業・労働センターホームページとのリンクや関連情報等が掲載できた。
		(27)多様なラ イフスタイルに 対応した保育 サービスの充実	1	子ども家庭課	【子ども家庭課】 ・「北谷町子ども・子育て支援事業計画」に基づく支援の実施について、ファミリーサポートセンター事業で多様なニーズに対して子育ての援助を行った。(会員数812名、年間活動件数3,806件)
		(28) ひとり親 家庭等に対する 子育て支援 両立支援	4	子ど祖親商工制画課	【子ども家庭課】 ・各種福祉制度の周知について、北谷町ホームページや広報誌等を活用し、ひとり親家庭に対して児童扶養手当や母子父子等医療費助成、各種貸付制度などの周知を図った。 ・母子寡婦活動に対する支援について、北谷町母子寡婦福祉会に対し補助金交付を行った。また児童扶養手当現況届時にスペースを設けて会員募集に努めた。(会員数46名) 【福祉課】 ・各種福祉制度の周知について、生活保護制度等の各種福祉制度、障がい児者に関する各種福祉制度等の町ホームページ、広報誌等を活用した周知をはじめ、関連手続き一覧表を用いた窓口案内の実施により、「出張相談」の利用で問題解決が図られた。また、障がい児者については制度利用の取りこぼしを防ぎ、経済的・精神的な自立のための支援の提供が図られた。 【商工観光課】 ・就業に必要な能力開発等の支援について、庁舎入口書架や町HPでチラシ等の各種情報提供等を行ったことにより、当事者へ周知ができた。 【都市計画課】 ・町営住宅への優遇措置制度について、母子・父子世帯等の優遇対象世帯が入居者募集にかかる抽選に当選しやすいよう優遇措置を行った。その結果、当選者合計20世帯中優遇申込者が15世帯、そのうち9世帯が母子・父子世帯として申込んだ世帯となった。

基本目標(5項目)	主要目標	施策	具体的	主管課	主な実施事業の内容
	(12項目)	(34項目)	施策数	関係課	(取組と成果等)
の仕事と生	10男女の自立に内で 大変 (10男女の 10男女の 10男女 10男女 10男女 10男女 10男女 10男女 10男女 10男女	· / / · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3	町住福子保商農室課課も衛観水産課まり、大阪のでは	【町長室】・経済的、精神的自立についての啓発促進について、参画月間パネル展や参画講座等で女性の経済的・精神的自立の重要性等について意識啓発を図った。 【住民課】・各種社会保障制度等の周知について、北谷町ホームページや広報ちゃたんへ年金制度についての掲載や個別ケースに応じた日本年金機構の連携により、制度周知をはじめ個々に必要な情報提供を行うことができた。 【福祉課】・各種社会保障制度等の周知について、町ホームページへの情報掲載やパンフレット等配布による社会保障制度の周知をはじめ、障がい見者に関する各種福祉制度等の周知、関連手続き一覧表を用いた窓口案内により、問題解決の場として「出張相談」利用の町民の増加や、障がい児者については、制度利用の取りこぼしを防ぎ、経済的・精神的な自立のための支援の提供が図られた。 【子ども家庭課】・各種社会保障制度等の周知について、北谷町ホームページや広報誌等を活用し、ひとり親家庭に対して児童扶養手当や母子父子等医療費助成、各種貸付制度などの周知を図った。 【保健衛生課】・各種社会保障制度等の周知について、町ホームページや広報紙等を通じた国民健康保険制度を周知した。また、個別の納税相談や医療費の相談等の際、家庭の状況に応じ丁寧に対応した。 【商工観光課】・家族経営協定についての普及啓発について、家族経営協定に関し町内該当者の把握を図るため北谷町商工会事務局へ聴取した。 【農林水産課】・家族経営協定についての普及啓発について、家族経営協定に関し町長室から新規に情報及び資料等を収集した。

基本目標 (5項目)	主要目標	施策	具体的	主管課	主な実施事業の内容
	(12項目)	(34項目)	施策数	関係課	(取組と成果等)
の仕事と生	10男女の自立に向けた意識啓発及び支援		2	町長室とでは、一大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・	【町長室】 ・家庭生活における男女の支え合いについての啓発について、男女共同参画講座(家庭生活における男女の支え合いの内容)の開催をはじめ、情報誌ハーモニーを活用し意識啓発した。(参加者16名) ・男性の生活者としての自立支援について、情報誌ハーモニーを活用し男性の家事・育児等に関し意識啓発を行い、また参画推進月間パネル展においてマンガを活用し意識啓発を行った。 【社会教育課】 ・家庭生活における男女の支え合いについての啓発等について、地区公民館において男の料理教室等を実施したことにより、料理を男性自身で作ることによって自立支援が図られた。参加者は栄口区10人、謝苅区26人。 【生涯学習プラザ】 ・家庭生活における男女の支え合いについての啓発について、子育てに参加する機会として夏休み親子自然教室を実施した。(受講者は17名/45名定員)また、家族で支える認知症を理解する機会として認知症講座を実施した。(受講者は17名/定員20名)・男性の生活者としての自立支援について、男性が参加しやすい講座の実施に努めた。 【福祉課】 ・男性の生活者としての自立支援について、相談時に随時対応し、必要に応じてインフォーマルサービス等の紹介を行った。 【保健衛生課】 ・男性の生活者としての自立支援について、北谷町食生活改善推進協議会が開催する事業(男性参加の団体を対象にした料理講習会)の支援を行った。その結果、参加者20名うち男性5名。

基本目標(5項目)	主要目標	施策	具体的	主管課	主な実施事業の内容
	(12項目)	(34項目)	施策数	関係課	(取組と成果等)
の健康づく	11心身の健康づくり及び日常生活支援	. ,	3	保健衛生課生保健課生課生活。	【保健衛生課】 ・年齢や性別に応じた健康支援について、特定保健指導、訪問指導及び健康相談を実施した。その結果、特保は実223人、訪問指導は実522人(延べ601人)、健康相談は延べ573人/66回となった。また、健康教育(病態別、行政区、生徒及び保護者)を実施した。その結果、実200人(延べ350人)/18回となった。・一人ひとりの健康づくりを支援する環境の充実について、保健相談センター機能訓練室を開放(夜間休日)した。その結果、利用は実180人(延べ4,500人)となった。また、集団健診受診者に対しちゃとれ券を配布した。その結果、利用は100人となった。・男性への相談対応及びこころの健康支援について、こころの健康パネル展を9月・3月に実施した。(役場・保健相談センター)また、ゲートキーパー養成講座を1クール(2回)実施した。参加者は13名(うち男性2名)【社会教育課】・年齢や性別に応じた健康支援について、新体力テストを実施したことにより、年齢や性別に応じた健康支援ができた。(参加数は23人)【土土課】・一人ひとりの健康づくりを支援する環境の充実について、経常的な取組として維持管理及び維持補修を実施した。また新規遊具設置した北谷公園プールの運営を行った(遊具設置は1128年度)。サンセットビーチ改良事業を実施した。プールの利用者10、248人(128年度)から53、163人(H29年度)に増加した。【福祉課】・男性への相談対応及びこころの健康支援について、個々の心身や生活の状況に応じた支援を提供することにより、個々の状況に応じた適正な相談支援を提供した。【商工観光課】・男性への相談対応及びこころの健康支援について、相談に関しては労働局等関係機関を紹介し適切に対応できた。

基本目標	主要目標	施策	具体的	主管課	主な実施事業の内容
(5項目)	(12項目)	(34項目)	施策数	関係課	(取組と成果等)
の健康づく	11心身の健康づきり及び日常生活支援		5	子保甲学校教育課	【子ども家庭課】 ・子どもを持つか持たないか、いつ持つのか、何人持つのかを決定する権利を有する考え方(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利))の普及啓発について、出生届時のパンフレット配布や、育児学級での講話を通して家族計画や避妊に関する情報提供を行った。育児学級延べ参加人数174名(平均14.5名)・妊娠及び出産期における健康管理の充実について、妊娠届時にアンケートを活用し、支援が必要なハイリスク妊婦の早期把握に努めた。妊娠届出総数332名(11週以内281名、28週以上1名)、出生時保健師面談148件・発達段階に応じた性教育の推進について、北谷中学校及び桑江中学校の3年生に対し、年に1回、助産師が思春期講演会(命の教育の充実、性感染症等の予防と10代の望まない妊娠の予防)を開催した。・息春期における乳幼児ふれあい体験学習について、北谷、北谷第二、北玉、浜川小学校の5年生に対し妊婦体験や赤ちゃん抱っこ体験を実施した。また北谷、北谷第二、北玉・八学校34年に対し合についての講演会を実施した。また北谷、北谷第二、北北子小学校34年に対し命についての講演会を実施した。また北谷、北谷第二、北北子小学校34年に対し命についての講演会を実施した。また、保健節によるが、・一両親学級等の充実について、両親学級の平均参加人数9名。【保健衛生課】・子どもを持つか持たないか、いつ持つのか、何人持つのかを決定する権利を有する考え方(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利))の普及啓発について、歩重権進月間パネル展やハーモニーにて普及啓発を行い、情報誌ハーモニーで「女性の健康週間」を周知した。【町長室】・子どもを持つか持たないか、いつ持つのか、何人持つのかを決定する権利を有する考え方(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利))の普及啓発について、参画推進月間パネル展やハーモニーにて普及啓発を行い、情報誌ハーモニーで「女性の健康週間」を周知した。【学教育課)を選定とにより、近時の特別できた。また、中学校における思春期講座を実施したことにより、妊婦体験等で妊婦の大変さや命の大切さ等への理解が深まった。

#### 第3号様式

基本目標 (5項目)	主要目標 (12項目)	施策 (34項目)	具体的 施策数	主管課 関係課	主な実施事業の内容 (取組と成果等)
の健康づく	11心身の健康づく り及び日常生活支 援		2	福祉課	【福祉課】 ・男女の違いに配慮した介護予防の充実について、男の貯筋クラブを週2回実施し、男性参加者が継続的に参加した。 ・介護者に対する支援の充実について、窓口で特に男性介護者に介護の状況等に関し声をかけるようにし、必要な場合にはケアマネージャーに依頼し会議を実施した。
行政及び国	12平和なまちづく り及び国際交流の 推進		3	町長室 学校教育課	【町長室】 ・平和教育及び平和推進事業の推進について、広島長崎平和学習派遣事業(中学生4名・高校生2名・教員3名)、平和祈念祭(参加者延べ2,298人)、広島被爆体験講話及び平和祈念キャンペーン(折鶴)を実施した。 ・国際理解・国際交流の推進について、北谷町海外移住者子弟研修生受入事業(ペルー、ブラジル各1名)を実施した。また、外務省所管TOFUプロジェクト事業(派遣高校生1名)を実施した。 ・国際相談に関する情報提供について、人権相談、無料法律相談や参画推進月間等で県内の相談機関の紹介を行った。 【学校教育課】 ・平和教育及び平和推進事業の推進について、平和月間等を設定して平和教育(平和集会、平和講演会戦跡巡り、平和資料館等の見学、平和に関する資料展示の実施)を推進した。 ・国際理解・国際交流の推進について、中学校では英国派遣相互交流事業(英国派遣生徒4名、英国からの訪問生徒7名)を実施した。また、小学校ではオーストラリア交流(各小学校3回)を実施した。さらに、小学校教育課程特例校(幼稚園から英語活動)を実施した。

意見なし。

No.	施策	具体的施策	主管課
1	(1) 北谷町男女共同参画推進条例の実効性の確保	ア 男女共同参画推進月間の推進	町長室
2		<ul><li>イ 北谷町男女共同参画都市宣言</li></ul>	町長室
3		(新)ウ 男女共同参画の視点に基づく行政の事務対応	町長室
4	(2) 各種委員会・審議会等への女性の参画の促進	ア 審議会等委員への女性の積極的登用	町長室
5		イ 女性委員ゼロ委員会及び審議会の解消	町長室
6		ウ 北谷町男女共同参画女性人材バンクの活用	町長室
7	(3) 行政における女性の企画・立案への積極的関与と管理	ア 職員に対する男女共同参画研修の充実	総務課
8	職への登用促進		町長室
9		イ 女性の研修機会の拡大及び積極的な参加の促進	総務課
10		ウ 女性職員の職種への配慮(庶務担当等への偏りの防止)	総務課
11		エ 女性職員の管理職への環境整備	総務課
12	(4) 女性の政治参画の促進	ア 女性の政策・方針決定過程への参画の促進	町長室
13	(5) 家庭・地域での男女共同参画に向けた啓発促進	ア 「男女共同参画社会」という用語や趣旨の周知徹底	町長室
14		イ 男女共同参画についての情報の提供	町長室
15		ウ 男女共同参画講座の充実	町長室
16		エ 町民参加型の啓発事業の実施	町長室
17	(6) 男性の家事・育児・介護等への参画促進	ア 男性の家事・育児・介護等への参画促進	町長室
18			子ども家庭課
19			福祉課
20			社会教育課
21			保健衛生課
22		イ 男性が家事や育児に参加しやすい環境づくり	子ども家庭課
23			社会教育課
24			町長室
25	(7) あらゆる団体の長や役員への女性の積極的登用の促進	ア 自治会区政委員会やPTA役員等への女性選出の働きかけ	町長室

No.	施策	具体的施策	主管課
26	(8) 団体・グループ等の活動支援とネットワークづくり	ア 町内各種団体への活動支援	町長室
27			福祉課
28			子ども家庭課
29			商工観光課
30			社会教育課
31			保健衛生課
32		イ 団体活動に関する情報提供	町長室
33			福祉課
34			子ども家庭課
35			商工観光課
36			社会教育課
37		ウ ネットワーク化支援	町長室
38			福祉課
39			商工観光課
40			社会教育課
41	(9) 地域活動における女性リーダーの育成	ア 女性リーダー研修事業の実施	町長室
42			社会教育課
43		イ 各種研修への参加支援	社会教育課
44			町長室
45		ウ 研修に関する情報提供	町長室
46			社会教育課
47	(10) 男性の地域活動への参画促進	ア 地域活動への参加に関する広報・啓発事業の実施	社会教育課
48			町長室
49		イ 魅力ある地域活動の創出	社会教育課
50	( ) date to the second of the		生涯学習プラザ
51	(11) 高齢者等が安心して暮らせる支援体制の充実	ア 福祉関連計画等に基づく支援体制の充実	福祉課
52			子ども家庭課
53		イ 介護休業等が取得しやすい環境整備の促進	町長室
54			総務課
55			教育総務課
56			商工観光課
57		ウ 国際相談に関する情報提供	町長室
58			学校教育課

59		具体的施策	主管課
	(12) 快適な環境づくりへの男女共同参画の推進	ア 環境問題に関する方針決定過程への女性の参画促進	保健衛生課
60		イ 環境問題への男性の積極的参加の促進	保健衛生課
61		ウ 快適な環境づくりに取り組む団体等への支援	保健衛生課
62			農林水産課
63	(13) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立	ア 防災及び復興における男女共同参画の視点の反映	総務課
64			町長室
65	(14) 教育関係者等への意識啓発	ア 保育、教育に関わる職員への意識啓発	学校教育課
66			子ども家庭課
67	(15) 男女共同参画を推進する教育の実践	ア 「個」を重視する人権教育の推進	学校教育課
68		イ 発達段階に応じた性教育の推進	学校教育課
69			子ども家庭課
70		ウ 男女平等の視点に立った道徳教育用教材、副読本の選択	学校教育課
71		エ 男女で区別しない名簿の継続	学校教育課
72			子ども家庭課
73		オーキャリア教育の充実	学校教育課
74		カ 思春期における育児・介護体験事業の実施	学校教育課
75		キ 性別にとらわれない職業選択の意識啓発	学校教育課
76	(16) 家庭への意識啓発	ア 個性を伸ばす家庭教育の促進	町長室
77			子ども家庭課
78			社会教育課
79		イ 両親学級などを通じた情報提供、意識啓発等の充実	子ども家庭課
80	(17) 家庭・地域・職場等における人権意識の確立	ア 家庭・地域・職場等におけるジェンダーの視点に基づく人権意識の	町長室
81		イ ジェンダーの視点に基づく人権に関する相談員への研修の実施 (二次的被害の防止)	町長室
82		ウ 相談時におけるジェンダーの視点に基づく適切な対応	町長室
83		「THIKEN (CAOK) のマエマア V/DIANC 医フト週別は別心	福祉課
84			子ども家庭課
85			学校教育課
86			商工観光課
87		エー性に関する学習機会の充実	生涯学習プラザ
88			学校教育課
89			社会教育課
90			子ども家庭課
91			町長室
92		オー性同一性障害等への適切な対応	町長室
93		1 171.4 171.4 17 1.5 Vez 54 00 14 1.5	学校教育課

No.	施策	具体的施策	主管課
94	(18) DV (ドメスティック・バイオレンス) ・性犯罪等に	***	町長室
95	関する対策の強化	イ 庁内における連携強化	町長室
96		ウ ジェンダーの視点に基づく人権に関する相談員への研修の実施(二次的被害の防止)	町長室
97		エ ストーカー行為等被害者保護の徹底	住民課
98		オ DV相談窓口の設置検討及び相談専門員の配置検討	町長室
99	(19) 関係機関等との連携	アー情報の提供	町長室
100		イ DV・性犯罪を見逃さない地域づくり	町長室
101		ウ 関連機関との連携	町長室
102	(20) 固定的性別役割分担意識の見直しに向けた意識啓発	ア 国の調査結果等を活用した意識啓発	町長室
103		イ 地域行事等における固定的性別役割分担意識の見直し	町長室
104		イ 地域行事等における固定的性別役割分担意識の見直し	社会教育課
105		ア 育児・介護休業法の利用促進	総務課
106	の促進		教育総務課
107			商工観光課
108			町長室
109			福祉課
110		イ 事業者に対する各種助成制度についての情報提供と利用促進	商工観光課
111		ウ 育児・介護休業取得者のスムーズな職場復帰に向けた情報提供	総務課
112			教育総務課
113			商工観光課
114		エ 北谷町特定事業主行動計画に基づく取り組みの推進	総務課
115			町長室
116		ア 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の周知徹底	商工観光課
117	いて意識啓発の促進		総務課
118			教育総務課
119			町長室
120	(23) 職場における男女平等の確立	ア 男女雇用機会均等法、パートタイム労働法等についての周知	商工観光課
121		イ 妊娠・出産期における女性の就業環境の整備	総務課
122			教育総務課
123			商工観光課
124		ウ セクシュアル・ハラスメント等防止対策の充実	総務課
125			教育総務課
126			商工観光課
127		エ 男女共同参画を推進している事業者の紹介	町長室
128			商工観光課

No.	施策		具体的施策	主管課
129	(24) 再就職に向けた支援	ア	再就職のための情報提供	商工観光課
130		イ	就業に必要な能力開発等の支援	商工観光課
131	(25) 女性起業家への支援		起業家セミナー等の情報提供	商工観光課
132		イ	起業家を支援する資金融資制度などの情報提供	商工観光課
133		ウ	女性起業家の紹介	商工観光課
134	(26) 事業者における管理的地位への女性の登用促進		女性の積極的登用について事業者への啓発活動の推進	商工観光課
135			女性を対象とした研修に関する情報の発信	商工観光課
136	(27) 多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実		「北谷町子ども・子育て支援事業計画」に基づく支援の充実	子ども家庭課
137	(28) ひとり親家庭等に対する子育てと就業の両立支援	ア	各種福祉制度の周知	子ども家庭課
138				福祉課
139			母子寡婦活動に対する支援	子ども家庭課
140			就業に必要な能力開発等の支援	商工観光課
141			町営住宅への優遇措置制度	都市計画課
142	(29) 女性の経済的・精神的自立への支援		経済的、精神的自立についての啓発促進	町長室
143		イ	各種社会保障制度等の周知	住民課
144				福祉課
145				子ども家庭課
146				保健衛生課
147		ウ	家族経営協定についての普及啓発	商工観光課
148				農林水産課
149	(30) 男性の生活的自立のための啓発と支援	ア	家庭生活における男女の支え合いについて啓発	町長室
150				社会教育課
151				生涯学習プラザ
152		1	男性の生活者としての自立支援	町長室
153				生涯学習プラザ
154				福祉課
155				保健衛生課
156	(01) 田上の上海と区じた歴史歴史 歴史 ジノルナゼ	7	ケサウはロリュウドを独立され	社会教育課
157	(31) 男女の生涯を通じた健康管理・健康づくり支援	ア	年齢や性別に応じた健康支援	保健衛生課
158		7	しなし、原の時中でという大士伝子で理論の大学	社会教育課
159		1	一人ひとりの健康づくりを支援する環境の充実	保健衛生課
160		۲,	用州。の <u>中</u> 歌社内ではマップの健康士恒	土木課
161		ウ	男性への相談対応及びこころの健康支援	福祉課
162				保健衛生課
163				商工観光課

No.	施策	具体的施策	主管課
164 165	(32)妊娠・出産期における女性の健康支援	ア 子どもを持つか持たないか、いつ持つのか、何人持つのかを決定する 権利を有する考え方(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関 する健康・権利))の普及啓発	子ども家庭課 保健衛生課
166			町長室
167		イ 妊娠及び出産期における健康管理の充実	子ども家庭課
168 169		  ウ 発達段階に応じた性教育の推進	保健衛生課 学校教育課
170		※第2章4 (15) イ再掲	子ども家庭課
171		エ 思春期における乳幼児ふれあい体験学習	子ども家庭課
172		上、王朝光何なの大中	学校教育課
173 174	(33) 介護予防の充実	オ 両親学級等の充実 ア 男女の違いに配慮した介護予防の充実	子ども家庭課 福祉課
175	(00) 71 12 3 174 3 727	イ 介護者に対する支援の充実	福祉課
176	(34) 平和教育及び国際交流の推進	ア 平和教育及び平和推進事業の推進	町長室
177 178			学校教育課 学校教育課
179			町長室
180		ウ 国際相談に関する情報提供	町長室
181			学校教育課

#### 男女共同参画社会基本法(抄)

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### 北谷町男女共同参画推進条例(抄)

(男女共同参画推進計画)

- 第13条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策についての男女共同参画推進計画を策定しなければならない。
- 2 町長は、男女共同参画推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 町長は、男女共同参画推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する北谷町男女共同参画会議(以下「参画会議」という。) の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、男女共同参画推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。
- 6 町長は、男女共同参画推進計画の実効性を高めるため、推進状況を把握し、及び分析して方策を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第19条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。